

実務経験の範囲

1. 実務経験として認められる職種は次のとおりで、原則、現場での業務です。
 - (1) 電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験となる業務は、500V以上（2種は1万V以上、1種は5万V以上）の電気工作物（一般用電気工作物を除く。）である発電設備（ダム、水路設備を除く。）、変電設備、送電設備、配電設備、給電・遠隔制御等の設備（電力保安通信設備を除く。）及び需要設備に関する次のものをいう。
 - ①建設・施工の工事に係る次の業務及びこれらの業務を指導監督する業務
 - ア)新設、増設、改造、取り換え等の工事における電気設備、各種電気機械器具及び付帯設備の設計（基礎工事に係るものを除く。）
 - イ)機器・材料の据え付け・組立の工事（土木工事並びに製造工場の材料加工、組立及び調整を除く。）
 - ウ)配線工事
 - エ)機器調整及び性能検査
 - ②機能を維持するための保守管理業務（巡視点検、定期点検、修理、試験、測定等）及びこれらの業務を指導監督する業務
 - ③安定的、経済的に運転するための次の業務及びこれらの業務を指導監督する業務
 - ア)運転状態の監視
 - イ)周波数及び電圧・電流の調整
 - ウ)電力需給の調整
 - エ)系統の変更
 - オ)事故の復旧等における運転、切り替え操作並びに給電指令及び運用（事故の原因究明、報告等）
 - (2) 上記（1）の業務に直接関係し、現場に常駐又は定期的に現場に出向く必要がある次の業務
 - ①工事計画の認可申請書等の作成業務
 - ②電気事故防止対策業務及び保安の指導監督業務
 - ③検査に関する業務
2. 実務経験の対象にならない職種は次のとおりです。
 - (1) 上記1の業務であって、設置・組立作業等の電気工作物に関する知識及び技能が要求されない業務（土木工、組立工、溶接工等）
 - (2) 上記1の業務であって、警備のために行う監視、記録等の業務であって、電気工作物に関する知識及び技能を必要としない業務
 - (3) 受電設備を含まない需要設備及び負荷設備のみの維持又は管理業務
 - (4) 学校、研究所の実験設備又は試験設備に係る業務（電源設備は除く。）
 - (5) エックス線発生装置、ネオン変圧器、テレビ受像器などの二次側にのみ高電圧を発生させる機械器具に係る業務
 - (6) 電気機械器具及び計器類の製造に係る業務
 - (7) 電気鉄道用電気設備であって、電車線及びトロリー線に係る業務
 - (8) 船舶（非自航船を除く。）、車両又は航空機内の電気設備に係る業務
 - (9) 上記1の業務であって、電気事業法が適用されない海外における業務